

預かり保育の無償化について

○預かり保育無償化の概要

幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）に通う子どもについて、**保育の必要性が認定された場合**、幼稚園終了後の預かり保育についても、月額11,300円（日額450円）までの範囲で無償化されます。無償化の方法は、償還払いにより実施しますので、施設に一度利用料を支払っていただき、後日、無償化相当額を払い戻します。

※**無償化の対象となるには保育の必要性の認定を受ける必要があります。**

※満3歳入園（満3歳になった後の最初の3月31日までの間）の子どもは、市民税非課税世帯の方に限り、月額16,300円（日額450円）までの範囲で無償化されます。

※**預かり保育の際に提供される、給食やおやつ代金は無償化の対象になりません。**

○認可外保育施設等の併用について

預かり保育の実施時間が短い、日数が少ないなど、預かり保育の実施が国で定める条件に満たない幼稚園に通う場合、預かり保育のほかに認可外保育施設等を利用した場合の利用料についても無償化対象となります。認可外保育施設の併用が無償化の対象となるかどうかは、幼稚園ごとに決まり、預かり保育のない日に認可外保育施設等を利用したとしても、その利用料が無償化の対象になるわけではありません。

○施設等利用費（無償化対象）金額算出例 ※3歳以上児を想定しています。満3歳児の場合月額上限額が11,300円→16,300円となります。

（例1）1か月に預かり保育を20日利用（内訳は下記のとおり）

平日 1日300円の預かりを10日間利用

夏休み期間中 1日800円の預かりを10日間利用

利用料 $300 \times 10 + 800 \times 10 = 11,000$ 円 (A)

1日あたりの上限額 $450 \times 20 = 9,000$ 円 (B)

1月あたりの上限額 11,300円 (C)

①上限額の確定

(B) と (C) を比較し低い方 9,000円 (D)

②利用料と上限額を比較

(A) と (D) を比較し低い方 **9,000円** (E) が**無償化対象となり**、

(A) と (E) の差額2,000円が自己負担となります。

（例2）預かり保育と認可外保育施設を併用（内訳は下記のとおり）

預かり保育 1日300円の預かりを15日間利用

認可外保育施設 5日間利用し保育料は10,000円

預かり保育利用料 $300 \times 15 = 4,500$ 円 (A)

預かり保育上限額 $450 \times 15 = 6,750$ 円 (B)

認可外保育施設利用料 10,000円 (C)

1月あたりの無償化上限額 11,300円 (D)

①預かり保育の無償化対象額の算出

(A) と (B) を比較し低い方 **4,500円** (E)

②認可外保育施設無償化対象額の算出

無償化上限額 = (D) - (E) = 6,800円 (F)

(C) と (F) を比較し低い方 **6,800円** (G)

③無償化対象金額の算出

(E) + (G) = **11,300円** (H) が**無償化対象となり**、

(A) + (C) と (H) の差額3,200円が自己負担となります。